

平成31年度（2019年度）の 軽自動車税

問合せ
市税務課資産税グループ



軽自動車税は、軽自動車などを所有（登録）している方に納めていただくものです。そのうち、3輪および4輪の軽自動車には、自動車環境対策として排出ガスおよび燃費性能に応じ、税率を軽減する「軽課（グリーン化特例）」と、税率を上乗せする「重課」が導入されています。

軽課	初度検査年月が平成30年4月から平成31年3月までの環境負荷の小さい車両は、平成31年度分に限り税率を軽減します
重課	初度検査年月から13年経過した軽自動車は、税率を上乗せします

確認してみよう！

「初度検査年月」と「燃費基準の達成状況」は自動車検査証に記載されています

自動車検査証

例えば

1 自動車検査証の「初度検査年月」を見て、平成31年度（2019年度）は、どの税率になるかを確認します

「初度検査年月」が、平成17年4月から平成18年3月までの車両は、新たに重課税率の対象となります

2 税率が分かったら、軽自動車の区分を見て、金額を確認します

【4輪乗用（自家用）で重課税率適用の場合】
平成31年度 12,900円

「初度検査年月」が、平成30年4月から平成31年3月の間で、備考欄に「燃費基準の達成状況」の記載がある場合は、軽課税率（グリーン化特例）の金額になります

初度検査年月	課税年度													
	2019 平成31年	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032
平成17年3月以前	旧税率													
17年4月～18年3月	重課税率													
18年4月～19年3月	重課税率													
19年4月～20年3月	重課税率													
20年4月～21年3月	重課税率													
21年4月～22年3月	重課税率													
22年4月～23年3月	重課税率													
23年4月～24年3月	重課税率													
24年4月～25年3月	重課税率													
25年4月～26年3月	重課税率													
26年4月～27年3月	重課税率													
27年4月～28年3月	重課税率													
28年4月～29年3月	重課税率													
29年4月～30年3月	重課税率													
30年4月～31年3月	軽課税率（グリーン化特例）あり													

区分		旧税率	新税率	軽課税率（グリーン化特例）			重課税率	
				電気自動車など	燃費性能			
					大きく優れている車両 [◇]	優れている車両 [✦]		
3輪		3,100	3,900	1,000	2,000	3,000	4,600	
4輪以上	乗用	自家用	7,200	10,800	2,700	5,400	8,100	12,900
		営業用	5,500	6,900	1,800	3,500	5,200	8,200
	貨物	自家用	4,000	5,000	1,300	2,500	3,800	6,000
		営業用	3,000	3,800	1,000	1,900	2,900	4,500

廃車・譲渡の申告を忘れていませんか？

軽自動車税は、毎年4月1日現在、軽自動車などを所有（登録）している人に課税されるため、4月2日以降に廃車・譲渡の申告をしてもその年度分の税額は納めていただくこととなります。

また、軽自動車税は月割の制度がありませんので、年度途中で廃車・譲渡の申告をしても、月割で還付されることはありません。



◇燃費性能が大きく優れている車両

乗用 2020年度燃費基準 +30%達成車

貨物 平成27年度燃費基準 +35%達成車

✦燃費性能が優れている車両

乗用 2020年度燃費基準 +10%達成車

貨物 平成27年度燃費基準 +15%達成車

※いずれも平成17年排出ガス基準75%低減達成車または平成30年排出ガス基準50%低減達成車に限る。